

前回定例会（平成19年2月7日）以降の行政の動き

平成19年3月7日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 実用発電用原子炉に対する保安検査結果等（平成18年度第3四半期）の原子力安全委員会への報告及び北陸電力株式会社志賀原子力発電所1号機における局部出力領域モニター（LPRM）の誤接続を踏まえた品質保証体制の見直しについて（2月15日）

原子力安全・保安院（以下、「当院」）は、平成18年度第3回保安検査の結果及び平成18年度第3四半期において確認された保安規定の遵守状況等について、原子力安全委員会に報告。柏崎刈羽原子力発電所の検査においては、原子炉停止後点検表の一部欠落に係わること、温排水等漁業調査結果の報告における不十分な業務計画に係わること、原子力災害対策活動で使用する資料の送付不備に係わること等について監視事項が認められ、今後の保安検査等で改善状況を確認することとした。総括すると、今回選定した項目に係る保安活動は、概ね良好なものであった。

一方、検査の結果、当院は、北陸電力株式会社志賀原子力発電所1号機のLPRMの誤接続による指示不良を踏まえて、安全確保を優先し不適合管理を確実に実施するよう品質保証体制の見直しについて指示。

2. 電力会社のデータ改ざん問題に対する経済産業省の対応について（2月16日）

甘利経済産業大臣は、当院に対して、原子力発電所については、事業者が、現時点で、不正を許さない取り組みをしているかを確認するため、今後、直近の保安検査及び定期検査を強化して、品質保証体制の確保を確認することを指示した。

3. 平成18年度第4回保安検査（保安規定の遵守状況の検査）の初回会議（2月19日）

甘利経済産業大臣の指示による強化した保安検査を、柏崎刈羽発電所において開始。

4. 独立行政法人原子力安全基盤機構による定期検査の一部不備について（2月23日・26日）

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「機構」）が実施した日本原子力発電株式会社東海第二発電所の平成17年の第21回定期検査において、計測制御系統設備の試験のうちの原子炉保護系インターロック機能検査の項目の一部が実施されなかったことが確認された（23日）。

機構による定期検査の一部に不備があったことは遺憾であり、経済産業省（以下、「当省」）は電気事業法に基づき、事実関係、原因、再発防止対策及び同様の事例の有無について直ちに調査を行い報告するよう指示（前者は3月9日まで、後者は2月26日までに）。

26日、機構から、これまで135回の定期検査で行った約5000項目の検査のうち、3項目について検査の不備があったとの報告が当省にあった。

当省としては、報告結果を精査した上で、厳正に対応してまいり所存。

5. 東京電力株式会社の発電設備における法定検査に係るデータ改ざんに係る追加の報告徴収に対する報告書の受理について（3月1日）

当省は、東京電力から、同社の発電設備における電気事業法及び原子炉等規制法に基づく検査に関するデータ改ざんについての詳細の事実関係、原因及び再発防止策等についての報告を受けた。新たに見出された改ざん等についても追加的に報告されたが、原子力発電設備については、いずれも平成14年8月以前のものであり、現時点では是正され、原子力発電設備の現在の安全性に影響はないとしている。

東京電力は、新たに見出された事案も含めた再発防止対策などの検討を更に深め、本年3月末までに追加報告をするとしている。

当省は、昨年11月30日に全電力会社に対して発電設備に関するデータ改ざん、必要な手続きの不備等の総点検を指示しており、その報告が本年3月末までに出来ることになっていることから、再発防止策等の内容を精査した上で、今後の再発防止に向け厳正に対処していくこととしている。

以 上